

米軍の勝手放題ゆるす日本政府

頻発する米軍機の低空飛行問題をめぐって



国会論戦・資料集②

(2014年3月20日)

中国地方各地で頻発する米軍機による低空飛行訓練——小学校や子ども園の真上を大きな爆音とともに勝手気ままに飛び回り、住民や自治体によるたび重なる抗議にも改善の兆候さえありません。

日本共産党の国会論戦などを通じて日米安保条約を理由に米軍の勝手放題を容認する日本政府の姿が浮き彫りになってきました。ここ最近の国会論戦などをまとめました。

日本共産党国会議員団中国ブロック事務所

〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31 ☎086-273-7747 FAX086-272-7108

<目次>

- ① 参院予算委員会 2014年02月06日 仁比聡平参院議員の質問・議事録
(岩国基地が極東最大の米軍基地に)

P3~

- ② 衆院予算委員会 2014年02月18日 塩川鉄也衆院議員の質問・議事録
(エリア567の低空飛行訓練・戦後続く米国の特権なくすべき)

P8~

- ③ 衆院予算委員会 2014年02月26日 塩川鉄也衆院議員の質問・議事録
第三分科会
(鳥取県での低空飛行訓練一国が把握し中止要請を)

P15~

- ④ 津山市での米軍機による土蔵崩壊事件の追加報告書

P18~

- ⑤ 津山市における米軍低空飛行訓練の影響調査報告書

P21~

- ⑥ 日本共産党国会議員団中国ブロックニュース(2・3月号外)

P23~

○仁比聡平君 いや、思っているかどうかという問題ではないんですよ。造られれば米軍の運用なんでしょう。そこが、普天間にない機能の移転、何が沖縄の負担軽減かと、これが厳しく指摘をされているということを私も指摘をしたいと思うんです。

それで、総理、沖縄の負担軽減策の一つとして、先ほど普天間基地所属のKC130、空中給油機の岩国への移転についてお話しになりました。山口の米軍岩国基地に普天間基地の全十五機を移駐するというわけですね。これが沖縄の負担軽減だとおっしゃるわけですが、それならば伺いたい。移駐した空中給油機はもう沖縄には来ないんでしょうか。沖縄の基地に飛来したり沖縄の演習場で訓練したりしないと、そういう保証が、総理、あって言っているんですか。総理に言っている。

○国務大臣（小野寺五典君） 基本的に、普天間が返還され、普天間の土地利用というのは、これは沖縄県を中心に国を挙げて考えていくことになるんだと思っております。

その中で、今、空中給油機のお話ですが、これは米側の様々な運用もありますし、また、米側の役割というのは日本の安全保障にも大変役立っていることであります。ここで全てそういう事態が起きないということを明言するというのはむしろ不誠実になると思いますので、私どもとしましては、なるべく沖縄の皆さんに迷惑を掛けないように、米側にも運用には気を付けていただくように努力はいたしますが、いずれにしても、安全保障を守る日米同盟の中でどのようなことが起きるかということ、これはこの時点で想定してお話をすることはできないと思います。できる限り軽減に努めていきたいと思っております。

○仁比聡平君 そんな甘い話じゃないんですよ。

例えば、十二月九日の岩国市議会の全員協議会で、防衛大臣の下にある防衛省地方協力局地方調整課長さんはこう説明していますよ。現在、伊江島等で訓練を行ってございますけれども、例えばこの伊江島補助飛行場を使つての訓練というのは引き続き行われるということでございますと明言しているじゃないですか。大臣、そのとおりでしょう。

○国務大臣（小野寺五典君） 今、伊江島のことがお話になっておりますが、私どもとしては負担軽減についてはこれからも米側と話をしっかりしてまいります。先ほど来お話をしておりますように、どういう事態が今後日本の安全保障上起きるか分からない、そのときに様々な想定をして訓練を行うということ、これは別の面で大変重要なことだと思っています。

仁比先生の御指摘のように、できる限り私どもとしては負担軽減に努力をしておりますが、全てのことが今時点で、例えば今の訓練についても取りやめるとか取りやめないとかということは、やはり安全保障面での是非日本全体のことを考えての訓練という中で、私どもとして御理解をいただく努力をこれからもしていきたいと思っています。

○仁比聡平君 岩国へのそのKC130の移転を沖縄の負担軽減と言わば押し付けながら、これを実際に移駐後も岩国から沖縄に行って訓練をすると。何にも変わらない、沖縄の負担軽減にはならないじゃありませんか。

これまでも負担軽減だと言って沖縄の部隊の一部が本土だとかグアムに行くということがあっても、アメリカの本国や本土から、例えば岩国からも別の米軍機が自由に飛来して沖縄で訓練を行って、負担は軽減されなかったわけです。これを沖縄の負担軽減だと言って押し付けるというのは、私は大きな間違いだと思います。許されないとと思うんですね。

そうしたやり方で、では移転先の岩国基地はどういう事態になるのかということを知りたいと思うんですが、防衛大臣、今の米軍岩国基地所属の機種別の機数と合計はどれだけか。そこに移駐するKC130、あるいは三年後、二〇一七年までに移駐するとされている空母艦載機の計画が完了すれば岩国は何機体制になるんですか。

○国務大臣（小野寺五典君） まず、沖縄の負担軽減という中で、今回、空中給油機、これはかなり中型機になりますが、KC130を十五機全て移駐を受け入れていただきます岩国の皆様には、私も改めて感謝を述べたいと思っています。沖縄負担軽減のためにこうした努力をしていただける自治体が増えていくということ、これは感謝することだと思っています。

その中で、具体的に現在、岩国にはFA18、それからAV8ハリアーなど約五十機が配備をされているというふうに承知をしておりますが、今後十五機のKC130及び五十九機の米軍艦載機等が移駐する予定でありまして、これら移駐完成後の同飛行場における米軍の航空機の総機数は百二十機程度になるものと承知をしております。

○仁比聡平君 現在のほぼ二・五倍の米軍機がここを拠点とするというわけですね。これまでに本土の米軍基地でそうした例ありますか。

○国務大臣（小野寺五典君） まず委員に御理解いただきたいのは、今回、岩国に、山口県であります、これだけ多くの負担を受けていただけること、これは沖縄の負担軽減のために大変努力をいただいていることだと思っています。

過去にこのぐらいの機数を受け入れたということについては、ちょっと今手元に資料がありませんので、分かり次第御報告をさせていただきたいと思います。

○仁比聡平君 前例のない大増強なんですよ。沖縄にその岩国からも飛んでいくとなれば、沖縄の負担軽減にもならない。在日米軍基地で所属機数では最多の嘉手納基地をしのいで、極東最大規模の米軍基地になるということなんですね、岩国が。そうした計画に沿って、補正では四十三億円、本予算では九百三億円もの巨費が計上されて、国民に負担をさせられようとしているわけです。

今でさえ基地周辺の爆音被害というのは筆舌に尽くし難いですよ。夜間離着陸訓練のすごさは体験した人でないと分からない。寝付いたところを爆音で起こされて、朝は朝で早朝からエンジンテストの爆音、母乳をやっていた赤ちゃんの、突然の爆音がとどろいて、とっさに自分の手で赤ちゃんの耳を塞いで子供を守ったというお母さんとか。こうした被害が飛躍的に増大するということになるじゃありませんか。

元々、沖合移設、岩国基地の、これは騒音被害を軽くするためだというふうに言っていたもののなのに、蓋を開ければ全く趣旨に反しているんじゃないですか。総理、どう思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 日米安保条約によって米軍が日本の基地を使用しているわけでございますが、この米軍の存在によって、その抑止力によって日本は戦後安全と独立を守ってきたわけでございます。事実、日本周辺の安全保障状況は厳しさを増している中において、この米軍の存在というのは極めて重要であります。

一方、今委員が指摘されたような、基地周辺の人々にとっては大変なこれは苦痛にもなることもあるわけがあります。しかし、その中において、日本全体のこの安全を守るために、安全保障政策のために御理解もいただいているわけでございますし、岩国においては市長選挙においても、また衆議院選挙においても参議院選挙においても、御理解をいただきながら我々が勝利を得ているところもあるわけでございます。そして、その中において、私どもとしては、沖合移設を図ることによって住民の皆様の御負担を軽減するために努力もしてい

るわけであります。

重ねて申し上げますが、本土側においてこの沖縄の基地の機能をやはり分担をしていく、負担をしていくということになって初めて沖縄の普天間基地の移設も可能になっていくわけでありまして、それを受け入れていただいている岩国の市民の皆様から私は感謝申し上げたいと、このように思っております。

○仁比聡平君 今総理がおっしゃっているのは、沖縄の耐え難い苦しみを本土全体に広げるということを行っているに等しいと思いますよ。

次のパネルを御覧いただきたいと思うんですけど、自衛隊訓練空域であるはずのエリア567というのがありますが、ここは米軍機の我が物顔の飛行訓練場になっています。この直下の島根県の浜田市、広島県の北広島町に昨年九月、国が初めて騒音測定器を設置して測定を開始したわけですが、その経緯を、防衛大臣、説明いただけますか。

○国務大臣（小野寺五典君） まず、先ほど委員から御指摘ありました、これほど多くの米軍機が一つの飛行場に配備された例はあるかということではありますが、昭和六十年から六十二年にかけまして、約五十機のF16が三沢飛行場に配備された例が過去にあるということを初めに御報告させていただきたいと思います。

それで、今委員から御指摘がありました島根県浜田市及び広島県北広島町における騒音測定器による騒音の測定でございますが、防衛省としましては、累次の機会を通じまして、米軍機の低空飛行に伴う騒音測定器の設置は、これは国が設置するようにということで自治体からの御要望をいただいております。こういう要望のほかに、島根県と広島県の関係自治体や住民の方々から米軍機の飛行に伴う苦情が多数寄せられていることを踏まえまして、防衛省として平成二十五年九月から島根県と広島県に試行的に騒音測定器を設置し、騒音調査を実施しております。

なお、この結果につきましては中国四国防衛局のホームページに掲載しておりまして、今後、当省による騒音調査の状況を確認しつつ、関係自治体、住民の方々からの御要望や地域の状況を踏まえてその対応をしっかりと検討していく考えてございます。

○仁比聡平君 例えば、何らかの基準を超えれば抗議するというような検討はしているんですか。

○国務大臣（小野寺五典君） これは、基準というよりも、関係自治体からの様々な問合せ、苦情というものがございましたら私どもの中国四国防衛局から米軍の横田基地の方に通報し、そしてその状況について確認をし、中国四国防衛局の方からその県を通じまして要請された内容について現地に御報告をさせていただいているということを今させていただきます。

○仁比聡平君 国が確認をしながら伝えるだけということのかと。騒音を起こしたのがどこの所属機かくらいのことは調査はしているんですか。

○国務大臣（小野寺五典君） 詳しい運用については米軍の運用ということになりますので。ただ、今御指摘がありましたので、どの程度の詳細について県の方に報告しているか、米側からの情報を報告しているかということについては、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○仁比聡平君 実際に、どんどんどんどん米軍機が爆音をまき散らして、だけれどもそれがどこの所属機かも今は調査していないわけですね。

この防衛局の調査が開始をされたことで、地元の例えば目視による調査と併せて、随分事柄がはっきりして

きています。例えば北広島町では、十一月に低空飛行が連日行われたということが明らかになっていますし、十月下旬の日没後、夜八時過ぎから四十分間余りの間に三十二回もの機体の爆音が測定をされると。僅か三か月の間にこうした夜間の訓練が北広島で五十回、浜田市では五十四回と、こういうことが確認をされているわけですね。

元々、地元からの要請でこれを付けたという話ありましたが、浜田市では、報道でも大変問題になってきた保育所のすぐ近くにこの測定器が設置をされています。お昼寝をしている子供たちが突然の爆音に泣き叫ぶと、こんなことが許されないという、そうした地元の声と被害というのは、これは一日も放置してはならないと思うんですよ。こうした低空飛行訓練そのものをきっぱりやめさせるために、大臣、そうおっしゃるんだったらやるべきなんじゃないですか。

○国務大臣（小野寺五典君） まず、この測定器を設置したというのは平成二十五年九月、昨年の九月からということであります。私ども安倍政権として、しっかりこういう地域の方の声に耳を傾けるという立場から測定器を初めて設置をさせていただきました。そして、今、その状況については、これは関係自治体と情報を共有し、どのような形でその地域の方の不安、これが少しでも軽減できるかということの努力をさせていただきたいと思います。

なお、当初からこのエリアについては、これは日本の自衛隊もそうですが、低空飛行を含めた訓練をさせていただいている場所でもあります。長年にわたってこの地域の皆さんには日本の安全保障のためにも大変な御理解をいただいていることを、改めて感謝を述べたいと思います。

○仁比聡平君 地元から上がっているのは理解ではなくて怒りの声ですよ。

もう一つ聞きます。岩国基地所属の米軍機による訓練飛行によって、二〇一一年の三月、岡山県津山市の民家の土蔵が倒壊、崩壊をいたしました。この事案について、その概要とアメリカの対応について、大臣、説明してください。

○国務大臣（小野寺五典君） 本件につきましては、平成二十三年三月二日、米軍機の飛行直後に岡山県津山市上田邑に所在します土蔵が倒壊しまして、その影響で母屋の一部も損壊したという事実でございます。

専門家の意見を踏まえれば、本件における土蔵の倒壊のような事象は健全な建物では通常考えられないものではありませんが、土蔵が倒壊したとされる時刻に付近の上空を米軍機が飛行していたことや当時の気象状況を踏まえ、米軍の公務に起因する損害の賠償手続を定める日米地位協定第十八条第五項の手続を開始したところでもあります。しかしながら、米側からは、米軍機は日米合同委員会合意に従って飛行しており、米軍機の飛行と土蔵倒壊との間に相当因果関係が認められないとの回答があったため、日米地位協定第十八条第五項の手続を進めることが困難になりました。

これを踏まえ、防衛省としましては、被害者の方の救済の観点から、「合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について」の定めによりまして、これは平成三十九年の閣議決定であります。見舞金の支給について検討し、現在……（発言する者あり）あっ、済みません、昭和三十九年の閣議決定に基づき見舞金の支給について検討したい旨この被害者の方にお伝えし、今、被害者の方と交渉させていただいているところと報告を受けております。

○仁比聡平君 被害者はその対応に非常に憤っています。

米軍は、日本の防衛省が米軍機以外に原因考えられませんか、被害の原因は、と防衛省が言っているのに対して、何か証拠出したんですか。

○国務大臣（小野寺五典君） これは、先ほど来お話をしますが、土蔵が倒壊した時刻に付近の上空を米軍機が飛行していたということ、そのような内容で、米側としては、これが公務に起因する損害の賠償手続、日米地位協定第十八条五項の手続による内容で審査した中で相当因果関係が認められないというのが米側の対応でありました。

私どもとしては、米側との中でこのような方向が出されたということでありますので、それに代えて、速やかにこの被害者の方との対応のために、先ほどお話をさせていただきました「合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について」の定めによって、今交渉をさせていただいているところであります。

○仁比聡平君 結局、米軍は、責任は認めないというふうに言うだけで、証拠も示さないわけですよ。被害者にとってみれば、突然襲いかかってくるわけでしょう。十分な証拠を残しようもないというのが大方の場合ですよ。一方で、米軍は、自らの高度だとかルートだとかスピードだとか、そういうものはデータ持っているじゃないですか。これ、容易に出すことができるのに、これは俺の責任じゃないと、日米合意は守っていると、そういうふう言うだけで、無法を認めたくないから明らかにしないということとしか思えない。

実際、この件については目撃者もおられて、そうした方々の証言に基づく測量が行われていますが、その計算によると、地表から百メートル以下の高度を猛速で飛んでいっているというのはこれはもうほぼ明らかですよ。

こんな低空飛行はやめさせると。証拠も明らかにせずに、一方的に日本の防衛省が蓋然性があるというふうに言っているものまで否定すると。これ、もう一回交渉やり直すべきじゃありませんか。

○国務大臣（小野寺五典君） ただいまの委員がお話しされた高度につきましては、これは専門家の中でしっかり議論をされるべきだと思っております。

その中で、この日米地位協定第十八条五項の手続による米側の補償につきましては、過去累次同じような、同じといえますか、過去累次いろいろ事案が起きたときには米側としてしっかり対応していたこともあります。

今回の事案がどのような形で今回のような状況になっているかということは、これは現地の防衛局を含めて改めて確認はしたいと思いますが、いずれにしても、私どもとしては、この被害者の方の救済、これがまず優先的だと思っております。その被害の方に対しての今後交渉の中で、これは日米地位協定の中での第十八条五項の手続が適当なのか、あるいは閣議決定で決まっております「合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について」で対応するのが適当なのか、いずれにしてもできる限りの誠意を尽くして努力していきたいと思っております。

○仁比聡平君 被害者の救済は、米軍の責任を認めさせることです。低空飛行中止の問題でも、それによる被害賠償の問題でも、政府が国の主権を侵害するような事態を認めてきたということは、私、重大だと思えます。沖縄の負担軽減といいながら、負担軽減どころか逆に強大な基地を押し付けるのか、痛みを分かち合うとって極東最大の米軍基地にするのかと、私はそんなことは許されないと思うんですね。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、米軍機の低空飛行問題について質問をいたします。

昨年四月十五日の予算委員会の分科会で、私は、広島・島根、そして群馬、その二カ所において、米軍機の低空飛行について住民から多数の苦情が寄せられ、地元自治体も訓練中止を強く求めていることを取り上げました。

この間、地元自治体が独自に騒音測定器を設置して、米軍機の飛行実態の把握をしていることを紹介してまいりました。そして、国が実態把握を行うことが必要であり、この飛行実態の調査を行うことを政府に求めました。

その際、岸田外務大臣は、こうした問題は地元にとって大変大きな問題と認識している、実態把握のために調査すべきという指摘は提案として受けとめたい、防衛省ともよく連携して適切に対応していきたいと答弁をされました。

そこで、岸田外務大臣にお尋ねをいたします。

その後、どのような対応をされたのか、お答えください。

○岸田国務大臣 昨年四月十五日の予算委員会分科会におきまして、塩川委員の方から御質問いただき、それに対しまして私の方から、「実態把握のために調査をすべきだという御指摘をいただきましたが、この御指摘、ぜひ御提案として受けとめたいと存じます。」「防衛省ともよく連携いたしまして、適切に対応していきたいと考えています。」このように答弁させていただきました。

実態把握についてですが、実態把握の調査については、その後、防衛省におきまして、島根県浜田市、そして広島県の北広島町、ここに騒音測定器を設置し、そして、この測定結果について公表を行っていることと承知をしております。

このような対応を行っておりますが、外務省としましては、今後とも、防衛省とも連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○塩川委員 今お答えいただきましたように、防衛省として、島根県浜田市と広島県北広島町に騒音測定器を設置し、測定結果を公表しているというお話でした。

そこで、小野寺防衛大臣にお尋ねいたしますが、広島県と島根県には設置をしたわけですがけれども、私、去年の質問では、群馬県の上空もひどいと。特に、群馬県におきましては、防衛省が集計している苦情受付状況表でも飛び抜けて苦情が多い場所となっております。同様に米軍機被害の大きな群馬県には騒音測定器が設置をされておられません。それはなぜなのでしょう。

○小野寺国務大臣 今、岸田外務大臣からもお話がありましたが、広島県及び島根県からは、累次の機会を通じて米軍機の低空飛行に伴う騒音測定器の設置について要望を受けていたほか、両県の関係自治体や住民の方々から米軍機の飛行に伴う苦情が多数寄せられていることから、防衛省としまして、平成二十五年九月から、広島県と島根県に試行的に騒音測定器を設置し、騒音調査を実施しているところであります。

御指摘の群馬県であります。

例えば平成二十四年度、全体の苦情件数が四百三十七件あるうち、群馬県は二百六十一件と、半数以上を占めております。今委員が御指摘のような状況で、群馬県の関係自治体や住民の方からも米軍機の飛行に伴う苦情が多数寄せられております。

群馬県への騒音測定器の設置につきましては、試行的に実施している広島県と島根県における騒音調査の状

況を確認しつつ、関係自治体や住民の方々からの御要望や地域の状況等も踏まえながら、対応を検討していきたいと思っております。

○塩川委員　そういう点では、広島、島根で設置をしました。この後で聞きますけれども、具体的に騒音被害が出ております。そういう点で、群馬県、自治体の方からもぜひ設置してくれと要望があれば、当然前向きに設置に向けて対応されるということによろしいですか。

○小野寺国務大臣　群馬県の自治体の中で、騒音測定器設置にかかわる要請書、意見書が出ておりますのは、平成二十五年三月二十七日、前橋市議会から出ておりますが、群馬県等からはまだ正式には私ども、要請を受けてはおりません。

今後、先ほどお話ししておりますように、関係自治体や住民の方からの御要望が出た中で、状況を踏まえて対応を検討していきたいと思っております。

○塩川委員　被害そのものは大変ひどい群馬県、前橋、高崎地域でありますから、そういう点でも、地元要望をしっかりと、騒音測定器を設置してほしいと強い要望があったら、ぜひ応えていただきたい。

その上で、群馬の場合には、群馬弁護士会が駐日米国大使館に対して米軍機の飛行取りやめを求める要請書を提出するなど、深刻な被害も出ているものですから、国として、騒音測定器を設置して被害実態の直接把握に努めることを改めて求めておきます。

広島、島根の地域の件ですけれども、防衛省中国四国防衛局が実施をしている島根県西部地域、浜田市の旭町及び広島県西部地域、北広島町西八幡原における航空機騒音状況についてですけれども、防衛省にお尋ねしますが、測定結果が公表されております昨年九月からことし一月にかけて、それぞれの地点における航空機騒音の最大値が幾つとなっているのか。また、午後七時以降、夜間の騒音発生回数がどのぐらいになっているのか。さらには、土日、祭日、休日における騒音発生日数がどうなっているのかについてお答えください。

○山内政府参考人　お答え申し上げます。

防衛省が平成二十五年九月から島根県と広島県で試行的に実施している騒音調査の結果については、本年一月までの成果が得られているところでございます。

まず、島根県につきましては、騒音の最大値は平成二十五年十一月一日に測定された百二・六デシベル、午後七時以降に七十デシベル以上が測定された回数は合計五十四回、土日や祝日に七十デシベル以上が測定された日数及び回数はともに四回となっております。

また、広島県におきましては、騒音の最大値は平成二十五年十二月四日に測定された百二・二デシベル、午後七時以降に七十デシベル以上が測定された回数は合計五十回、土日や祝日に七十デシベル以上が測定された日数は十四日で、その回数は二十九回となっております。

○塩川委員　防衛省の測定結果にあるとおりですが、資料を配付いたしました。一枚目が、防衛省が記録をしている航空機の騒音状況についてまとめたものであります。騒がしい街頭の音量に相当するのが七十デシベル以上、その数がカウントされております。

先ほど、最大値百デシベルを超えているという話がありました。これは電車が通るときのガード下と同じような騒音の状況であります。大変大きな音が起こっていたわけですし、また、夜七時以降の騒音が五十回以上に上るということで、家族団らんのそういう時間にも爆音を響かせるような状況が生まれております。

広島においては、十月二十二日に、午後七時から十時の間に三十二回の騒音を記録となっておりますけれども、これは現地の方でお話を伺いましたら、八時二十七分から四十五分の間に三機が旋回飛行をしていた、九十

三・九デシベルも記録をされているということが挙げられていたわけであります。加えて、土日、祭日にも飛行を行うなどはとんでもないと言わざるを得ません。

岸田外務大臣、広島が地元でもありますけれども、広島県内において、もちろん隣接する島根も含めて、こういった大変大きな米軍機による騒音被害が生まれている。こういう現状について、余りにもひどいと思いませんか。

○岸田国務大臣 測定された騒音について御指摘をいただきましたが、この騒音につきましては、米軍機によるものかということも含めまして、測定された騒音の原因が全て明らかになってはいないとは承知しておりますが、ただ、継続的な航空機の騒音が指摘をされています。こうした継続的な航空機の騒音自体につきましては、地元住民の方々にとりまして、これは大変大きな問題であるというふうに認識をしなければならないと思いますし、そのように認識をしております。

米軍機による訓練自体につきましては、日米安全保障条約の目的達成のために不可欠な訓練であるという前提に立ちつつも、やはりまずは安全面におきましてしっかりと考慮を払わなければならないと思っておりますし、こうした騒音等が地元住民の方々に与える影響につきましても、これは最小限にとどめるよう、引き続き最大限配慮していく必要があると考えております。

こういった点、日米合同委員会を初めさまざまな場でしっかりと申し入れを行っていきたいと考えています。

○塩川委員 騒音を響かせているのは米軍機でないかのような言い方というのは、納得いきませんね。自衛隊機だったらなおさら問われる問題ですし、民間機でこんなのを飛ばしているのはありませんよ。

防衛省に一点聞きますけれども、防衛省が集計している苦情受付状況表の中でも、この空域からの苦情について米軍に問い合わせをして、その問い合わせの回答として、米海兵隊機だ、そういう回答というのは米軍からもらっていますよね。

○山内政府参考人 お答えを申し上げます。

防衛省におきましては、米軍機の飛行に伴う地方自治体や住民の方々からの苦情を受けた場合には、米軍に対してその内容を通知し、飛行の有無等の事実関係を問い合わせるとともに、その結果について地元自治体等に情報提供しているところでございます。

今回の測定結果の中での符合といいますか、合っているものということでございますと、平成二十五年九月から同年十二月までの間において七十デシベル以上の値が測定された日のうち、同年の九月二十一日、九月二十四日及び十月二十九日について、騒音測定器が設置されております島根県の浜田市を米軍機が飛行していたということを、米側から回答を受け取ったところでございます。

○塩川委員 岩国の米海兵隊機が飛んで回っているわけなんですよ。私は、こういった現状を考えても、今紹介してもらったような、防衛省が集計している苦情受付状況表でのひどい被害を裏づけるような苦情が多数寄せられているわけです。

小野寺大臣にお尋ねしますけれども、防衛省自身が米軍機の騒音被害を把握したわけであります。であれば、この騒音被害の解消をすることは、米軍機の飛行を中止することであります。米軍機の中止を求める、こういう立場で断固対応すべきじゃありませんか。

○小野寺国務大臣 防衛省としましては、米軍機の飛行に際しては、安全面に最大限の配慮を行うとともに、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう、米側に働きかけてきております。

また、先ほど来質問に答えさせていただいておりますが、米軍機の飛行に伴う地方自治体や住民の方々から

の苦情を受けた場合には、米軍に対してその内容を通知し、飛行の有無等の事実関係を問い合わせるとともに、その結果を自治体等に提供しております。

防衛省としましては、今後もこのような取り組みをしっかりと対応する中で、地域住民の方の騒音に対する苦情に丁寧に対応していきたいと思っております。

○塩川委員 地域住民に与える影響を最小限にする、そういう立場で働きかけるといっても、実際に今設置されている場所がどういうところかといえば、例えば北広島町の西八幡原の地域というのは、出張所なんですよ。中山間地ではあっても、人口が集中している地域ですよ。

島根県の浜田市の旭町というところは、その設置の場所の隣は、認定こども園という、子供たち、幼児が通う施設なんですよ。その認定こども園に向かうように米軍機が飛んでくるということで、子供たちは大変怖がっているということを保育士の方などが訴えておられる、そういう場所であるわけです。

だからこそ、昨年、改めて、浜田市を初めとした島根県西部地域の五市町が地元地域において米軍機騒音等対策協議会を設置し、島根県と一緒に、外務、防衛両省に、十月三日、申し入れを行っております。爆音の中で多くの住民がおびえながら生活している状況が続くことは容認できないと訓練中止を強く求めているわけで、この立場でこそ当たるべきだということを強く申し上げておくものであります。

防衛省が騒音測定器を設置している場所というのは、自衛隊の訓練空域になっております。そこには、高高度の訓練空域のエリアQがあり、低高度の訓練空域であるエリア7が設定をされております。その二つがそれぞれ上下に重なるような形で位置をしているわけです。この自衛隊の訓練空域を米軍機が使用する形をとっております。米軍機がこの訓練空域を使用する場合には、事前に自衛隊と調整することになっております。

防衛省にお尋ねいたしますが、昨年二月からことし一月にかけての一年間、エリアQ及びエリア7における米軍機使用のための事前調整の実績は何日になるか。また、上下に重なるこの二つの空域を使用する日にちは全部一致していると思うんですけれども、その点、確認でお答えいただけますか。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の平成二十五年二月から本年一月までの期間におきまして、航空路誌に基づきまして米軍及び自衛隊の間で調整が行われました御指摘の空域の米軍使用日数の調整実績につきまして、空域ごとに申し上げます、エリアQが二百六十一日間、エリア7も二百六十一日間となっております。

また、この期間におけます調整実績の日にちにつきましては、全て一致しているところでございます。

○塩川委員 一年三百六十五日のうち、実に七割を超える二百六十一日間も米軍機が使用するという調整が行われているということなんです。しかも、高高度と低高度の二つの訓練空域が一体的に活用されております。

小野寺大臣にお尋ねしますが、要するに、低い高度の訓練空域も使うために、その米軍機の爆音が住民生活を脅かすようなことになっているんじゃないですか。

○小野寺国務大臣 米軍の運用について私ども通知を受けておりますが、今言った、どの高度をどのように使うかということを詳細に通報、通知して、米軍の運航がどのように行われているかということは、これは米軍の運用にかかわる問題だと思っております。

いずれにしても、私どもとしましては、この地域からさまざまな苦情が来た場合、それに丁寧に応えていきたいと思っておりますし、また、そのような地域の声については、米側にしっかりと今後とも対応するように話をしていきたいと思っております。

○塩川委員 住民や地元自治体からやめてくれと強い要望があるにもかかわらず、米軍の運用にかかわるもの

であり、物も言わない、こんなことでいいのか。日本の空であるにもかかわらず、やめろと言うことも行わないというのは、余りにもおかしいと言わざるを得ません。

航空路誌を踏まえたこの事前の調整実績で、自衛隊は米軍機の飛行を把握しているわけです。事前にわかっているわけですよ。爆音をまき散らす米軍機飛行に防衛省・自衛隊が手をかしているということになるんじゃないですか。こんなことでいいんですか。

○小野寺国務大臣 今、委員は、米側に何も物を言わないというお話をされておりますが、私どもとしましては、地元からのそういう騒音等の要請があった内容については、その都度、米側に確認をし、そしてまた、そのような内容について米側に申し入れをしているということでもあります。

いずれにしても、地域の声をしっかり聞くことが大切だと思っておりますし、先ほど委員がお話しされた騒音の測定器の設置場所というのは、お話がありますように、市街地であり、あるいは保育所等のそばということで、極力やはり、実際にどのような騒音が住民の方に届いているかということをより把握できる場所を選ばせていただいているということだと思っております。

○塩川委員 地元はやめてくれと言っているわけですから、そういう立場で対応するのかどうかということが問われているわけで、米軍が好き勝手に飛ぶのに、日本政府がそれに手をかすようなことというのは認められないということを改めて言わざるを得ませんし、アメリカやヨーロッパではこんな無法なやり方というのは通っておりませんから、そういう点での日本のやり方は余りにも異常だと言わざるを得ません。

それが具体的に示されているのが、この米軍の訓練空域の設定の仕方の問題です。

資料の二枚目と三枚目に地図を載せました。

昨年の質問の際に、米軍機の低空飛行が集中している広島・島根の上空と群馬の上空は、どちらも自衛隊訓練空域と米軍の進入管制空域の中にあることを指摘しました。つまり、米軍の進入管制空域と自衛隊の高高度訓練空域、低高度訓練空域が全て重なっているエリアで米軍機の訓練飛行が集中しております。

太田国交大臣にお尋ねいたします。

航空機の路線が集中しております首都圏上空やあるいは瀬戸内海の上空は、大変過密状況にあるわけであり、計器飛行の民間航空機の路線が集中しているからであります。

そこでお尋ねしますが、米軍基地などが所在をする涉外知事会、その涉外知事会が、米軍が管制を行う進入管制空域の返還を要求しております。その内容を御紹介いただきたいと思いますし、国交省としての対応についてお答えいただけますか。

○太田国務大臣 資料をお渡ししたというふうに思いますが、自治体からの返還要求に関しましては、東京都からは横田の進入管制業務、愛媛県からは、米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制業務、そして、今御指摘のありました涉外関係主要都道府県知事連絡協議会からは、横田及び岩国の進入管制業務について返還の要望をいただいております。

米軍が管制を行う進入管制業務の返還につきましては、従来より、日米合同委員会民間航空分科委員会におきまして米軍及び関係省庁と調整してきたところでありますし、横田空域については、過去八回にわたって削減を実施し、削減した空域の管制業務の返還が行われてきました。また、嘉手納につきましては、平成二十二年三月に管制業務の全面返還が実現をしております。

残された岩国及び横田の進入管制業務の返還につきましては、引き続き関係省庁と協力しながら調整してまいりたいと考えています。

○塩川委員 残されている米軍の進入管制空域の岩国と横田、そのエリアにおいて、今言ったような米軍機が

爆音を響かせるような訓練が行われているわけであります。

岩国の進入管制空域の中の自衛隊訓練空域部分というのは、アップパーが二万三千フィート、約七千メートルの高さまで確保されております。同様に、横田進入管制空域の中の自衛隊の訓練空域のアップパーも、約二万三千フィート、七千メートルで確保されているわけであります。そうなれば、そこよりも低いところを民間のエアラインを通すことを阻むことができる、その高さまでいわば訓練で確保できるということになります。そういう点でも、米軍の訓練の高さを十分確保するというエリアにつながっているというのが実態であります。

防衛省にお尋ねしますが、米軍の進入管制空域が設定をされることで、米側は、いわば計器飛行方式の民間の航空路線の設定を拒むことができる。また、その進入管制空域の中に自衛隊の高高度及び低高度の訓練空域を設定して一体的な運用を可能とするとともに、有視界飛行方式の民間機に対する訓練空域の通過制限の要請を自衛隊に行わせる仕組みもあわせてつくっているわけであります。

ですから、計器飛行方式についても民間機が入らないようにしてもらい、有視界飛行方式についても民間機が入らないようにしてもらい、こちらの方は、自衛隊によろしくねと言っているような状況。結果として、この自衛隊の訓練空域全体が、米軍が独占的に使用できる訓練空域をつくった、これが実態じゃありませんか。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

米側の運用の状況につきまして、自衛隊の方でその詳細の全てを掌握することは、現在のところ、そういうことは承知をしておらないところでございますけれども、まず、自衛隊の訓練・試験空域の性格についてちょっと述べさせていただければと思います。

この空域は、航空交通の安全を確保するということで、自衛隊機等が曲技飛行、これは航空法上の用語でございます、いわゆる通常の水平飛行でない訓練のようなものですけれども、こういう行方空域と航空路などを分離することを目的として、防衛省と国土交通省の協議により設定される空域でございます。

他方、この空域は、自衛隊が排他的に使用することを認められたものではございませんで、したがって、自衛隊は、米軍機による空域の使用を認めたり拒んだりする立場にはないということを御理解いただければというふうに思います。

○塩川委員 実際には、自衛隊が、いわばAIPに基づいて事前調整をするのとあわせて、その空域について、訓練をやる場合については、事前に民間機に連絡をする、そういう格好で、いわば自衛隊が米軍の訓練を行うための下準備を行っているという状況にもなっているわけで、こういう空域設定が重なっていることが米軍の排他的な訓練空域を確保することにつながっている。

そのことは、資料の四枚目を見ていただきたいんですが、これは航空自衛隊の飛行計画要覧に挙げられている訓練・試験空域名称の米軍使用略称比較表です。これで見えていただければわかるように、右側が自衛隊の訓練・試験空域の名称ですけれども、左側が対応して米軍の略称になっています。

ここにあるように、全ての自衛隊の訓練・試験空域に対応して米軍の使用略称がつけられている。これはどういうことなんでしょうか。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の飛行計画要覧でございますが、これは飛行計画を作成する際などに必要な参考情報が収録されているものでございます。この飛行計画要覧には、先生の資料にもございますとおり、自衛隊の訓練・試験空域の名称と、それに対して米軍が独自に付与している略称の比較表が掲載されているというところでございます。

米軍がどのような意図によりまして自衛隊のこういった空域に略称を付与しているかということについては、必ずしもつまびらかにしていないところでありますけれども、他方、その空域を米軍が使用することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、問題があるとは考えておりませんで、米軍が略称を付与す

るといったことにつきましても、特に問題はないものというふうに認識しております。

○塩川委員 その自衛隊訓練空域を米軍が使うことによって、多大な被害というのがその地域の住民に与えられているから問題を取り上げているわけで、要するに、ここに示されているというのは、結局、自衛隊の訓練空域といっても、実態は米軍の訓練空域になっているんじゃないのか、こういうことが問われているわけであります。

それは、先ほど言ったように、エリアQとエリア7、三百六十五日のうち二百六十一日間で米軍が使える、こういう設定になっているところに明らかであるわけで、日本全国が米軍機の訓練場となっている。こういった戦後続く米軍特権をきっぱりとなくすべきだ、訓練飛行の中止を強く求めて、質問を終わります。

○塩川分科員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、外務大臣に改めて米軍機の低空飛行問題についてお尋ねをいたします。

最初に、鳥取県における米軍機の低空飛行問題ですけれども、米軍機と思われるジェット機の低空飛行目撃情報が住民から市町村に寄せられますと、鳥取県はその都度、ジェット機の低空飛行情報というフォーマットを使用して、市町村から中国四国防衛局美保防衛事務所にファクスで送付するのと、市町村からの情報の報告を県が取りまとめて、これを踏まえて、外務省の方に、米軍に対する低空飛行訓練の中止等適切な措置と相談窓口の設置などを要請することを依頼しております。

最初に外務省の方にお尋ねしますが、ことしの一月七日、鳥取県は外務省に対して、ジェット機の低空飛行目撃情報を報告し、低空飛行の中止を要請しました。その内容について紹介していただけますか。

○畠田政府参考人 お答え申し上げます。

一月七日、鳥取県の方から、私どもの地位協定室の方にファクスで、ジェット機の低空飛行情報についてという報告をいただいております。

その中で、一月二日ほか、幾つかのジェット機の飛行情報について御連絡をいただくとともに、低空飛行訓練の中止等適切な措置と相談の窓口について要請していただくよう引き続きお願いするという御連絡をいただいているところでございます。

○塩川分科員 これは、一方で外務省にそういう要請があるのと同時に、防衛省に対しても緊急要請を行っていきまして、そこには具体的に、この正月においては県内各地で米軍機の低空飛行情報が相次いで寄せられています、本来静寂にことほぐ正月にこのような低空飛行訓練があったことは極めて遺憾であります、静かな正月が爆音で台なしだということを訴えておられるわけであります。

防衛省にお尋ねしますが、鳥取県下の市町村から防衛省に寄せられたジェット機の見撃情報の報告は、過去何年間か、どのぐらいの件数が教えていただきたいのと、あわせて、防衛省が集計しております米軍機の飛行に係る苦情受付状況表、これにおける鳥取県からの苦情件数として受け付けているのは何件か、この二点でお答えください。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

現在、鳥取県の関係自治体から寄せられる米軍機に係るジェット機の低空飛行に関する情報につきましては、中国四国防衛局の美保防衛事務所に連絡されることとなっております。

過去五カ年度におきます当該連絡の件数は、平成二十一年度が七件、平成二十二年度が六件、平成二十三年度が十三件、平成二十四年度が八件、平成二十五年度は、平成二十六年一月末現在でございますけれども、四十四件ということで、合計七十八件となっております。

一方で、過去五カ年度におきます米軍機の飛行に係る苦情等受付状況表における鳥取県からの苦情件数は、平成二十六年一月末現在で、平成二十五年度の四件となっております。

○塩川分科員 過去五年間で七十八件情報として寄せられている。これは、鳥取県は当然、苦情として寄せているわけですが、防衛省の苦情として把握している件数が四件ですか。

こんなに差があるのはなぜなんですか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

鳥取県の関係自治体から中国四国防衛局美保防衛事務所に提供される米軍機に係るジェット機の低空飛行に関する情報につきましては、まず、米軍に対する苦情なのか、中国四国防衛局に対する情報提供なのかを、鳥取県の関係自治体に確認することとしております。

その上で、米軍に対する苦情であった場合には、米軍にその内容を通知し、飛行の有無等の事実関係を問い合わせるとともに、その結果を鳥取県の関係自治体に情報提供しております。さらに、米軍機の飛行に係る苦情等受付状況表につきましては、米軍機であるとの回答が米軍からあったものを集計する方法により作成しております。

鳥取県の関係自治体から寄せられる米軍機に係るジェット機の低空飛行に関する情報の件数と、米軍機の飛行に係る苦情等受付状況表の件数が一致していないのは、こうしたことによるのではないかと考えております。

○塩川分科員 鳥取県から寄せられる、各市町村、住民の方からの声なんですよ。それは、困るということなんですよ、全部苦情なんです。それなのに、情報提供というふうにされちゃうと、苦情として扱われないということが、今回のこういう形で、情報提供か苦情かという形で大きな差になってあらわれるわけです。

ですから、この点では、鳥取県は、二月の十八日に、各市町村に対してこういう依頼の通知を出しています。在日米軍機による低空飛行等の情報提供様式の変更に係る依頼ということで、つまり、住民からの具体的な苦情の内容を書いてください、こういうことで集計をして、これを防衛省に苦情として認識してもらえようにしよう、こういう扱いに変更した、ぜひ協力してほしいという中身であります。この点は、我が党の市谷鳥取県議なども働きかけを行ったわけですけども。

防衛省にお尋ねしますが、鳥取県下の自治体から寄せられたこういう低空飛行についての情報というのは、鳥取県はこのように苦情として整理をしているわけです。ですから、今後、当然のことながら、苦情として受け付けて、米軍に確認をするし、要請もするし、その旨を当該自治体に連絡をする、こういうことになるということによろしいですね。

○山本政府参考人 お答えいたします。

防衛省におきましては、米軍機の飛行に伴う苦情を鳥取県の関係自治体から受けた場合には、米軍に対しその内容を通知し、飛行の有無等の事実関係を問い合わせを行うとともに、その結果を鳥取県の関係自治体に情報提供しております。その結果につきまして、米軍機の飛行に係る苦情等受付状況表に米軍から回答があったものを集計する方法によっております。

今後とも、このような考え方にのっとりまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○塩川分科員 ですから、苦情として受け付ければそういうふうに処理をするということですから、今、鳥取県はそういうふうに整理をしたと言っておられるわけで、しっかりと受けとめて、米軍機かどうか確認をし、必要な住民の声を届け、そして苦情受付状況表などの整理も含めて、米軍機かどうかの確認をきちんと地元自治体、住民に知らせていく、こういうことをしっかりとやってもらいたい。

岸田大臣にお尋ねしますが、先日は、エリア567というところでの、島根、広島上空での低空飛行問題を取り上げましたけれども、今回、ブラウンルートと言われる、中国地方の尾根を飛んでいるような、そういう飛行ルートの中で、鳥取県の事例で紹介しているわけですけども、昨年五月三十日の中国地方知事会議は、共同アピール「住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について」を出しました。その中で、国に騒音測定器の設置を要望しております。

島根、広島に防衛省が設置をし、群馬県についても地元の要望なども踏まえて検討したいということでしたけれども、鳥取県内に騒音測定器を設置する、こういう立場で国として働きかけをしてほしいと思うんですが、大臣から御答弁をいただきます。

○岸田国務大臣　まず、御指摘の中国地方知事会議からの御要望につきましては承知をしております。こうした継続的な航空機騒音が地元住民の方々にとりまして大変な問題であるということ、これは強く認識をしなければならぬと考えています。

そして、騒音測定器の設置について御質問いただきましたが、測定器の設置を含む実態把握の調査につきましては防衛省において行っておりますが、御案内のとおり、昨年九月から、島根県と広島県、この二つの県におきましては試行的に騒音測定器を設置する、そして測定結果の公表を行う、こういった対応を行っているところであります。

今後につきましては、ぜひ、外務省としましても、引き続き防衛省とよく連携しながら、適切な対応を考えていかなければならないと思っております。

○塩川分科員　ぜひ、自治体の方から、国が客観的に被害状況を把握して米軍に中止を要請してほしいということが趣旨ですので、そういう点でも、米軍に訓練中止を求める、そういう立場に立って、国がしっかりとした実態把握をする、このことを強く求めておくものであります。

津山市の米軍機低空飛行調査の追加報告

2011年5月18日

2011年3月2日午後、米軍のF/A-18ホーネット戦闘攻撃機とみられる機体が津山市上空を飛び、爆音直後に、同市上田邑(かみたのむら)の井口貞信さん宅の土蔵が全壊した事件で、3月16日の測量にもとづき、航空法「最低安全高度」違反だったとする調査報告を3月24日にしたが、2人の新たな目撃証言が得られたため、4月6日に現地で追加測量をした。

3人の目撃者の視線方向から、米軍機の標高は170m±5mと推定される。土蔵からは約30m高く、土蔵からの距離は約200mだったみられる。井口さん宅付近では、地表から30m～40mの高さだったとみられるため、航空法「最低安全高度」に明らかに違反する。

目撃者の一人、森中一成さん(34)は、復旧工事現場(津山市上田邑91)にいて、ほぼ頭上を通過した機体と、少し北側を通過する機体の計2機を目撃した。北側の機体の目撃方向と、井口さん宅近くの2人の目撃方向とを照合した。

もう一人の目撃者、田淵英男さん(66)は、自宅(津山市上田邑8)の玄関前にいて、森中さんの頭上を通過した直後の機体を見たといわれるが、北側の機体は母屋の影で見えなかった。機体の飛行方向は2機ともに西南西だった。

調査は4月6日。末永弘之津山市議、大野智久・岡山民報編集長、秋山欣也・秋山測量設計事務所社長、難波広樹同社社員が、目撃場所の確認、目撃方向の測量、指標物の測量などを行なった。目撃位置と目標の方位角はGPS(全地球測位システム)で測量し、仰角測定はデジタル傾斜計を使い、目撃者の手で測定し、表示の数値を読み取った。

近距離なので、地表を平面として計算し、地図と計算ソフトは国土地理院のものを利用した。

測量は秋山欣也、難波広樹、計算・文責は大野智久。

別紙 調査の記録と米軍機の推定コース

以上

津山市の米軍機低空飛行の調査記録

1. 米軍機(F / A - 1 8) の大きさ 全長 1 7 . 0 7 m 幅 1 1 . 4 3 m 高さ 4 . 6 6 m
2. 飛来日時 ----- 2 0 1 1 年 3 月 2 日 (水) 午後 3 時すぎ
3. 調査日 ----- 2 0 1 1 年 4 月 6 日
4. 井口貞信さん土蔵の位置 ----- 津山市上田邑 2 6 7 8
北緯 3 5 ° 0 5 ' 1 7 . 6 6 1 6 " 東経 1 3 3 ° 5 7 ' 3 5 . 7 4 1 8 " 標高 1 3 7 . 4 0 m
(石垣の南東頂部で代用。土蔵の南面は北へ約 4 m、東面は西へ約 4 . 7 m と推定)

5. 目撃位置と方向

	方 位 角	仰 角	北 緯	東 経
1 - 1	3 2 0 . 7 4 °	3 1 . 0 °	3 5 . 0 8 2 6 6 0 8 3 °	1 3 3 . 9 6 7 2 8 0
1 - 2	2 5 5 . 5 7 °	9 . 3 0 °	3 5 . 0 8 2 6 6 0 8 3 °	1 3 3 . 9 6 7 2 8 0
2 - 1	2 6 1 . 2 8 °	4 . 4 °	3 5 . 0 8 5 9 2 7 8 3 °	1 3 3 . 9 6 9 5 8 3 ;
2 - 2	2 7 5 . 9 9 °	3 . 1 3 °	3 5 . 0 8 5 9 2 7 8 3 °	1 3 3 . 9 6 9 5 8 3
3	1 8 8 . 1 5 °	1 7 . 7 °	3 5 . 0 8 8 7 0 5 5 6 °	1 3 3 . 9 6 3 7 2 2 2
4	2 4 0 . 1 0 °	1 2 . 0 °	3 5 . 0 8 7 6 7 2 2 2 °	1 3 3 . 9 6 3 3 0 5 6

3 と 4 は 3 月 1 6 日 測量。1 - 1 と 1 - 2 は、別の機体と思われるので、推定図では描いていない。

6. 目撃者と目撃地

	名 前	目 撃 地 名	備 考
1	田漢英男	上田邑 8 自宅庭先	5 0 cm 先で 1 3 - 1 4 cm
2	森中 一成	上田邑 9 1 工事現場	3 6 cm 先で 3 0 cm
3	長尾忠子	上田邑 2 5 8 6 自宅庭先	4 6 cm 先で 3 0 cm
4	田口 美砂子	上田邑 2 6 5 9 - 1 自宅庭先 木製ベランダ	4 9 cm 先で 5 . 5 cm (敬称略)

7. 推定の方法

目撃者の視線をそれぞれ延長し、標高 2 7 0 m に到達する地点を地図に表示した。

(2 7 0 m は平野部の標高 1 2 0 m に、航空「最低安全高度」の 1 5 0 m を加えた高さ)

高速の戦闘機などは、直線に近いなめらかな軌跡を描くはずであるが、2 7 0 m 以上で飛んでいたとすると、目撃内容との間に大きな矛盾が生じる。視線が標高 1 7 0 m に到達する 3 点を結ぶと、ほぼ直線になり、目撃者が見た機体の姿勢や大きさにきわめて近くなる。このとき米軍機と崩壊した土蔵との高度差は 3 0 m 余、水平距離で約 2 0 0 m にすぎない。

8. ごう音についての証言

井口貞信さんの東隣、数メートル高い敷地(上田邑2586)に住む、井口周子(かねこ)さんは、「台所にいた。地震かと思った。これが風圧というもの? すごい音がして飛行機だと思い、墜落したと思って、すぐに外に出たが見えなかった。翌朝、降りたら(井口貞信さん宅の)土蔵が壊れていた。わが家は何の被害もなかった」と話した。

田淵英男さんは「ドン」の音がして見上げると米軍機の腹部。二つのタンクがはっきり見えた」と話した。

森中一成さんは「おれんぐらいの音。何事かと地震のような、ゴォーという初めて体験したもののすごい音」と語った。

米 軍 機 の 推 定 コ ー ス



以上

3月2日 米軍機による低空飛行の影響調査表

津山市こども保健部こども課

1. 調査対象学校数

保育園(所)	28 園
幼稚園	17 園

2. 調査期間

平成23年7月8日(金)～7月25日(月)

3. 米軍機目撃時の状況

No.	項目 学校名	目撃場所	時刻(午後)	方位	高度	爆音状況	児童の様子	その他 感じたこと
1	一宮保育所	園庭 上空を通過して いた	—	—	低空だった	非常に大きな音	怖がっていた	落ちてきそうで危険 を感じた
2	久米保育所	南方中 保育所 付近	3時頃	西南西方面	—	非常にうるさい	びっくりしていた	何が起こったかわ からなかった
3	城北保育園	—	—	—	—	非常に大きな衝撃 的な爆音だった	特に混乱はしな かった	飛行機が落ちたの ではないかと感じた
4	院庄保育園	—	3時前	—	—	爆音の音がうるさ かった	午睡後だったので 園児たちはボーッ としていた	—
5	やよい保育園	—	—	—	低空	大きな音 びっくりするほど大 きな音	—	—
6	総社保育園	—	会議中だった ので1時30分 から2時30分 の間くらいだっ たと思う	—	—	すごい大きな音に びっくりした	午睡中だった	—
7	高倉ひかり保 育園	園庭と園舎内	3時少し前	東から西へ	かなり低空	とても大きな音に 聞こえた	年長組が園庭で 遊んでおり怖がっ て部屋に走り込ん で来た	飛行機が落ちたか と思った。 雷かと思った。
8	田邑保育園	上田邑 宿地区 音だけで何が 通ったか見るこ とはできない	—	西の方に消え た	—	今までに耳にした ことのない音だった 大きな地響きがし たので保育園を飛 び出したが何も見 えなかった	一瞬のことで子ど もは気にしていな かった	一瞬であったが恐 怖を感じた
9	高野第二保育 園	音のみ 保育園 内	—	—	—	キーンという大きな 音が響いたが、曇 り空で何も見えな かった(金属的な 大きな音)	「何か」と少し騒い だがそれほどおび える様子はなかつ た	—
10	林田保育園	保育室(2階)で 気づく。	2時40分頃	—	低空音	ゴォーという大きな 音	午睡中でしたが目 を覚ましている子 (2歳児)は驚いた 表情で「あっ」と発 した	飛行機の音だとす ぐに分かり、怖い感 じがした。
11	田邑幼稚園	田邑 安川園長 所有の山にて (川東)	3時頃	東から西に(引 乗寺方面に向 けて)	相当低空	飛行機が落ちるか と思うほど雷のよ うなゴォーという爆 音	家庭では窓ガラス がビリビリと音をた てるので怖がり母 親の近くに来てい た	危険を感じた
12	高田幼稚園	一宮	3時頃	南西方面	—	非常にうるさい	—	爆撃機のような感じ
13	清泉幼稚園	幼稚園付近	—	—	—	非常にうるさい	—	地響きもした
14	二宮幼稚園	目視はできな かったが、バーン というすごい音が した	3時前頃	園庭より北東 方向上空	相当低空と思わ れる	バーンというもの すごい音	遊んでいた子らは びっくりしていた	ジェット機の低空飛 行ではないと思った ので、誤って墜落す るのではないかと不 安に感じた
15	阿波幼稚園	—	—	—	—	雷のような激音が した	—	—
16	美作大学附属 幼稚園	園内	—	—	—	大きな音で何事か と思った	—	—

4. 気付かなかった園数

29 園

3月2日 米軍機による低空飛行の影響調査表								
津山市教育委員会								
1. 調査対象学校数								
小学校		28 校						
中学校		8 校						
2. 調査期間								
平成23年7月8日(金)～7月25日(月)								
3. 米軍機目撃時の状況								
No.	学校名	目撃場所	時刻(午後)	方位	高度	爆音状況	児童の様子	その他 感じたこと
1	西小学校	校庭	2時30分	北東へ	相当低空	今まで経験がない位の爆音	教室内で気にとめてない	大人でも危険と感じた
2	林田小学校	二宮～田邑	—	真上	相当低空	—	—	墜落かと思った
3	弥生小学校	—	—	—	—	飛行機の爆音らしき音を聞いた	児童も数人気付いた	—
4	向陽小学校	向陽小バス停(音のみ)	3時	北	—	高速を大型トラックが通過のような音	少し驚いた	—
5	院庄小学校	—	2時～3時	—	—	うるさかった	普通	—
6	一宮小学校	職員室	3時	南から西へ	300～400m	一瞬大きな音	少し驚いた	あまり危険は感じない
7	高田小学校	大篠十田バス停	2時50分	北東から西南西へ	—	ゴーというとても大きな音	子どもは帰ったあと	危険を感じた
8	清泉小学校	グラウンド	3時	東から西	相当低空	非常に大きくビックリする音	驚いて空を見た、怖く感じていた	ミサイルかと危険を感じた
9	高倉小学校	—	3時	—	—	非常に大きくビックリする音うるさかった	怖がっていた	何が起こったか不安と危険を感じた
10	成名小学校	学校土の広場～桜橋	3時	—	—	爆音に気付く、非常にうるさかった	時にかわりなし	—
11	広野小学校	福井地区	3時	—	山の頂すれすれ	テレビの音が聞こえない	—	大変うるさいと感じた
12	新野小学校	グラウンド	3時05分	北西	100～200m 相当低空	一斉終礼を中断するほど大きな音	驚いて空を見上げていた	かなり低空飛行で2機が通り過ぎたので、不安を感じた
13	広戸小学校	広戸小学校	3時	学校より南側R53辺の上空、南東から南西へ	50～100m	大変大きくてうるさい、異様な音。空を切り裂くような音	低学年の児童が非常に怯えて下校に支障をきたした。何が起こったのかと驚愕した。	地震や爆撃等、尋常でないことを感じて、安全管理上の必要性を感じたが、一瞬のことでは対応できなかった。情報がなく、一時混乱
14	喬松小学校	校舎上空	3時前	北西方面	50～70m	大変大きな爆音	数名の児童は怖がっていた	—
15	誠道小学校	誠道小学校	3時	南西方面へ	100m以内	びっくりするくらいの音	大きい音に少し驚いていた	—
16	津山東中学校	—	—	—	—	飛行機音が聞こえた気がする	動揺なし	—
17	中道中学校	—	—	—	—	多少大きな音を聞いたことはある	—	—
18	北陵中学校	—	—	—	—	非常にうるさい	怖がっていた	一瞬危険を感じた
19	鶴山中学校	鶴山中学校	3時	真上付近	—	激しい爆音	驚いていた	—
20	勝北中学校	勝北中	2時30分	東から西へ	低空	爆音で職員生徒も授業中断し空を見上げた	驚いていた	—
21	久米中学校	—	—	—	—	非常にうるさかった	怖がっていた	危険を感じた
4. 気付かなかった学校数								
15校								



沖縄の負担軽減の名で、前例のない大増強

岩国基地

基地被害の押しつけ許せない

参院予算委員会

日本共産党・仁比議員が安倍総理らに迫る

日本共産党の仁比聡平参院議員が2月6日、参院予算委員会で、沖縄の負担軽減の名のもと、極東最大の軍事基地となる米軍岩国基地問題を取り上げ「基地被害の増大は許せない」と安倍総理などに迫りました。以下、質問の要旨です。

空中給油機、艦載機の移駐で 極東最大規模の米軍基地へ

仁比 普天間基地のKC-130空中給油機15機の山口県の岩国基地への移駐は沖縄の負担軽減になるのですか。移駐した空中給油機は、もう沖縄の基地に飛来しない、沖縄の演習場で訓練しないという保証があるのですか。

防衛大臣 明言できない。日米同盟の中でどのようなことが起きるか、今時点で想定しての話はできない。

仁比 12月9日の岩国市議会全員協議会で、防衛省地方協力局地方調整課長は、「現在伊江島で訓練しているが、伊江島補助飛行場での訓練は引き続き行われる」と明言しているではないか。

防衛大臣 今の訓練についても取りやめるとか取りやめないとかは言えない。ご理解をいただきたい。

騒音被害が飛躍的に増大するのは必至

仁比 今でさえ岩国基地周辺の騒音被害は、筆舌に尽くし難い。被害が飛躍的に増大する。元々、沖合移設は騒音被害軽減のためだったはず。まったく趣旨に反している。

安倍総理 本上側で沖縄の基地の機能を分担、負担していく

仁比 KC-130の移駐を沖縄の負担軽減という押し付けながら、沖縄で訓練をする、何も変わらない。沖縄の負担軽減にはならない。この押しつけは許されない。今の米軍岩国基地の機種別の機数と合計はどれだけか。そこにKC-130と2017年までに移駐する空母艦載機を合わせる、と何機体制になるのか。

防衛大臣 現在F-18とA-8ハリアーなど約50機が配備され、15機のKC-130、59機の艦載機等が移駐予定。総機数は120機程度に。

仁比 前例のない大増強だ。在日米軍基地で所属機数では最多の嘉手納基地をしのいで極東最大規模の米軍基地に。その計画に補正で43億円。本予算で903億円も計上し国民負担を強めているのか。

ことで、普天間の移設も可能になる。岩国の市民には感謝申し上げたい。

仁比 今総理がおっしゃっているのは、沖縄の耐え難い苦しみをも本土全体に広げると言っているのと同じだ。



日本共産党
中国ブロックニュース

2014年2・3月号外 日本共産党国会議員団中国ブロック事務所 〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31

URL <http://ww36.tiki.ne.jp/~jcp-chu> Email jcp-chu@mx36.tiki.ne.jp 電話 086-273-7747 FAX 086-272-7108 質問の動画がご覧になれます▶



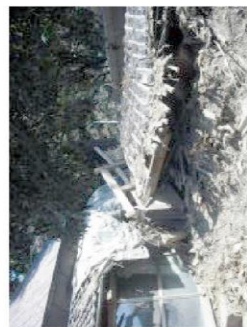
米軍機の低空飛行による岡山県津山市の土蔵倒壊事件

米軍に責任を認めさせ賠償を

参院予算委員会

日本共産党・仁比議員が防衛相に迫る

日本共産党の仁比聡平参院議員が2月6日、参院予算委員会で、3年前に起こった米軍機の低空飛行による岡山県津山市の土蔵倒壊事件を取り上げ「米軍に責任を認めさせ賠償を」と、小野寺防衛相に迫りました。以下、質問の要旨です。



倒壊した土蔵

証拠も示さず無法を認めない 米軍との交渉をやり直せ！

仁比 岩国基地所属の米軍機

による訓練飛行によって津山市の土蔵が崩壊した事件の概要とアメリカの対応の説明。

防衛相 本件は平成23年3月

2日、米軍機の飛行直後に土蔵が倒壊し、その影響で母屋の一部も損壊したものです。

土蔵が倒壊した時刻に付近上空を米軍機が飛行していたことや当時の気象状況を踏まえ、米軍の公務に起因する損害の賠償手続を定める日米地位協定第18条5項の手続きを開始しましたが、米側から米軍機は日米合同委員会合意に従って飛行しており、米軍機の飛行と土蔵倒壊との間に相当因果関係が認められないとの回答があり、昭和39年の閣議決定に基づき見舞金の支給で被害者と交渉中です。

仁比 被害者はその対応に非常

に憤っています。

米軍は、日本の防衛省が米軍機以外に原因が考えられないと言っているのに対して何か証拠を出したんですか。

防衛相 因果関係が認められないというのが米側の対応であり、米軍の公務に起因する損害賠償に代えて、被害者とは見舞金の支給で交渉しているところです。

仁比 結局、米軍は責任を認めないと言っただけで、証拠も示さない。米軍は自らの高度やルート、スピードなどのデータを持っています。無法を認めたくないから明らかにしないのでしょうか。

目撃者の証言をもとに測量もされ、地表から100m以下で猛速で飛んでいったことは明らか。もう一回、米軍との交渉をやり直すべきです。

主権侵害を容認してきた政府に問題

防衛相 高度については専門

家で議論すべきだと思います。日米地位協定による手続きが適当なのか、閣議決定に基づく手続きが適当なのか、いずれにしても被害者の救済を優先し誠意を尽

くしたい。

仁比 被害者の救済は、米軍の責任を認めさせることです。低空飛行でも賠償問題でも、政府が国の主権を侵害するような事態を認めてきたということが重大だと思います。



2014年2・3月号外 日本共産党国会議員団中国ブロック事務所 〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31

日本共産党
中国ブロックニュース

URL <http://ww36.tiki.ne.jp/~jcp-chu> Email jcp-chu@mx36.tiki.ne.jp 電話 086-273-7747 FAX 086-272-7108 質問の動画がご覧になれます▶

深刻な米軍機による騒音被害——エリア567 低空飛行訓練やめさせよ

日本共産党

塩川(衆院)、仁比(参院)議員が追及

仁比聡平参院議員

米軍機の傍若無人の低空飛行訓練による騒音被害が深刻さを増す島根県西部から広島県北部に広がる地域(エリア567)——。日本共産党の仁比聡平参院議員が2月6日の参院予算委員会で、塩川鉄也衆院議員が2月18日の衆院予算委員会で取り上げ、騒音被害の実態を示して「米軍の低空飛行をやめさせよ」と安倍政権に迫りました。以下、質問の要旨です。



塩川鉄也衆院議員



仁比 夜間訓練も頻発、地元からは怒りの声

仁比参院議員は、自治体や住民からの要望や苦情により、国が昨年9月に騒音測定器を設置した経過などをたどしたうえで、主権国家としての対応を政府に迫りました。

仁比 何かの基準を超えれば抗議するといような検討をしているのか。

防衛大臣 基準というよりも、関係自治体から苦情があれば、米軍の横田基地に通報して確認し県を通じて報告している。

仁比 国が確認をしながら伝えるだけというのか。騒音を起こしたのがどこの所属機かくらいは調査しているのか。

防衛大臣 詳しい運用については米軍の運用

塩川衆院議員は、国が設置した騒音測定器の測定結果から、深刻な騒音被害を追及したうえで、米軍の無法に自衛隊が手を貸している実態を告発しました。

塩川 自衛隊の高高度の訓練空域・エリアQと低高度の訓練空域・エリア7を米軍が使用する形だ。訓練する場合、米軍と自衛隊とで調整することになっているがこの1年間の事前調整の実績は。

防衛省局長 指摘の空域の米軍使用日数の調整実績は、エリアQが261日、エリア7が261日。日には全て一致しています。

塩川 1年間に261日も米軍が使用し、高高度と低高度の二つの訓練空域を一体的に活用している。低高度の空域の使用

用ということになりますので。ただ、どの程度の詳細について米側からの情報を県に報告しているのかは、後ほど報告します。

仁比 どの所属機かも調査していないわけですね。例えば北広島町では11月に低空飛行が連日おこなわれていますし10月下旬の夜8時過ぎから40分間余りの間に32回もの爆音が測定されています。3カ月の間に夜間訓練が北広島町50回、浜田市で54回も確認されています。騒音被害は1日も放置できない。低空飛行をきっぱりやめ

で、爆音が住民生活を脅かしている。防衛大臣 米軍機の運用は米軍の運用にかかわる問題だと思います。

塩川 米軍の運用で、ものが言えないでいいのか。事前の調整で、爆音をまき散らす米軍機飛行に、日本政府が手を貸していると言わざるを得ない。この地域は米軍の進入管制空域だ。米軍の進入管制空域と自衛隊の高高度、低高度の訓練空域が重なったエリアで米軍機の訓練飛行が集中している。

国交大臣 自治体から米軍の進入管制空域返還の要望を受けている。嘉手納は返還されたが、残された岩国と横田の

塩川 戦後続く米軍の特権をなくすべきだ！

塩川 戦後続く米軍特権をきっぱりとなくすべきだ。米軍の飛行訓練中止を。

返還については引き続き努力する。塩川 この空域で訓練する場合、事前に自衛隊から民間機にも連絡する。自衛隊が米軍機訓練の下準備をおこなっている状況ではないか。

防衛省局長 この空域は自衛隊の排他的使用が認められたものではない。自衛隊が米軍の空域使用を認めたり拒んだりする立場にない。

航空機騒音状況

(防衛省資料から)

年月	13年9月	10月	11月	12月	14年1月
最大値 d B (A)	96.6	97.0	90.1	102.2	89.4
平均値 d B (A)	85.2	84.1	80.2	88.9	80.5
騒音発生日数(うち土日、無日)	10(1)	15(3)	13(4)	11(4)	12(2)
騒音発生回数	43	83	65	27	36
午前7時から午後7時までは	43	33	65	27	36
午後7時から午後10時まで	0	50	0	0	0

島根県浜田市旭町

年月	13年9月	10月	11月	12月	14年1月
最大値 d B (A)	92.4	95.1	102.6	89.6	95.0
平均値 d B (A)	84.8	86.4	88.4	84.5	84.4
騒音発生日数(うち土日、無日)	7(1)	12(1)	8(1)	4(0)	8(1)
騒音発生回数	51	21	32	8	31
午前7時から午後7時までは	0	53	1	0	0
午後7時から午後10時まで	0	50	0	0	0

させるべきじゃないですか。防衛大臣 地域住民の不安を少しでも軽減できるよう努力していく。このエリアは自衛隊も低空飛行を含めた訓練をしている。地域の皆さんには日本の安全保障のためにも大変ご理解をいただいていることに感謝を述べたいと思います。

仁比 地元から上がっているのは、理解でなく「怒りの声」です。